

第10回柳川市景観審議会 会議録



福岡県柳川市
建設部都市計画課

会 議 録

会議名称	第10回柳川市景観審議会
日 時	令和3年3月16日(火) 13時30分～15時30分
会 場	柳川市民文化会館 会議室(リモート開催)
出席者	<p>【委員】柴田委員、山田委員、田上委員、田中委員、吉原委員、鐘ヶ江委員、島田委員、佐々木委員、松村委員、酒見委員(10名)</p> <p>【事務局】建設部長 松永、都市計画課長 目野、都市計画係長 梅崎 都市計画係 竹田、田中、川嶋、松永 株式会社 都市環境研究所 池田、手島</p>
欠席者	【委員】大森委員、山口委員(2名)
傍聴者	0名
議題等	<p>1 開会</p> <p>2 市長あいさつ</p> <p>3 諮問</p> <p>4 委員紹介 ……資料1</p> <p>5 会長あいさつ</p> <p>6 議事</p> <p>議案第1号 柳川市景観計画の見直しについて ……資料2、3</p> <p>(1) エリア・地区の見直し</p> <p>(2) 届出対象の見直し</p> <p>(3) 景観形成基準の見直し</p> <p>(4) 夜間景観について</p> <p>議案第2号 柳川市景観アドバイザー会議について ……資料4</p> <p>7 報告</p> <p>・屋外広告物条例について ……資料5</p> <p>8 その他</p> <p>・今後のスケジュールについて ……資料6</p> <p>9 閉会</p>
会議資料	<p>資料1 柳川市景観審議会委員名簿</p> <p>資料2 景観計画の見直しについて</p> <p>資料3 夜間景観基本計画</p> <p>資料4 アドバイザー会議について</p> <p>資料5 屋外広告物条例について</p> <p>資料6 今後のスケジュール</p>

発言者	発言内容
事務局	<p>みなさん、こんにちは。 委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。ご案内の時間となりましたので、ただ今から、第10回柳川市景観審議会を開催させていただきます。</p> <p>私は、本日の進行役を務めます、柳川市役所建設部都市計画課係長の梅崎と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、事前にお送りしている資料の確認をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【資料説明】</p>
事務局	<p>資料は以上になります。なお、資料については画面にて共有させていただきます。それでは、早速、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>次第の2「市長あいさつ」です。</p> <p>柳川市長金子健次より皆様にあいさつを申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">【市長あいさつ】</p>
事務局	<p>続きまして、次第の3「諮問」となります。引き続き市長よりお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【市長諮問】</p>
事務局	<p>市長につきましては、公務のため、ここで退席させていただきます。</p> <p>引き続き次第の4「委員の紹介」に移らせていただきます。</p> <p>今回3名の変更がありますので、改めてご紹介をさせていただきます。お送りしております資料1「柳川市景観審議会委員名簿」の順に、ご紹介申し上げます。恐れ入りますが、今から皆様全員のミュートの解除依頼を行いますので、お手数ですが画面上の青いボタンで解除してください。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは、お名前をお呼びしますので、一言お願いいたします。</p> <p>はじめに、福岡大学工学部教授の柴田 久様です。</p> <p>次に、九州大学大学院芸術工学研究院教授の田上 健一様です。</p> <p>久留米工業大学工学部教授の大森 洋子様です。本日は欠席となっております。</p> <p>熊本大学熊本創生推進機構准教授の田中 尚人様です。</p> <p>イゴス環境・色彩研究所所長の山口 ひろこ様です。本日は欠席となっております。</p> <p>公益社団法人福岡県建築士会柳川地域会の山田 一浩様です。山田様には事務局と同じ会場にてご参加いただいています。</p>

今回改めてご就任いただきます公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会県南支部の吉原 伸志様です。

今回から新たにご就任いただきます柳川商工会議所 女性会会長の鐘ヶ江 ゆき子様です。

柳川市観光協会の島田 隆様です。

柳川市市議会の佐々木 創主様です。

今回から新たにご就任いただきます福岡県都市計画課課長の松村 知樹様です。

最後に、柳川市副市長の酒見勇次でございます。

以上で委員の紹介を終わらせていただきます。

続きまして、事務局職員を紹介いたします。

まず、はじめに、建設部長の松永でございます。

次に、都市計画課長の目野でございます。

次に、都市計画係長の梅崎でございます。

次に、都市計画係の竹田です。同じく、田中、川嶋、松永です。

また、今回、後の議題に関する委託業務を行っている株式会社都市環境研究所九州事務所より参加いただいております。

本日は、委員12名中、10名の委員にご出席いただいておりますので、定数であります「委員の半分以上」の出席に達しておりますことをご報告いたします。

また、このような委員会につきましては、柳川市情報公開条例に基づきまして、公開していくこととなります。本審議会につきましても、議事録を作成し、皆様方のご了解を頂きまして、公開していくこととなります。公開につきましては、市のホームページ等で会議の内容を公開することを予定しております。

また、発言者の氏名につきましては、議事録に表記させていただきたいと考えておりますので、発言される場合は、恐れ入りますが、名前を述べられてから発言されるようお願い申し上げます。

議事録につきましては、作成後、各委員の皆様にご発言内容等の確認をさせていただきます。了承をいただいた後に公表してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、次第の5「会長あいさつ」に移らせていただきます。

なお、本来であればこの場にて会長及び副会長の選任を行っていただくところではありますが、お伝えしているとおり、事前に文書による互選にて、会長を福岡大学工学部教授の柴田様に、副会長を福岡県建築士会の山田様をお願いしております。

お二人ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、恐れ入りますが、柴田会長より、ごあいさつをお願い致します。

柴田会長

本格的な春の訪れを感じる今日この頃ですが、委員の皆様お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。第10回の柳川市景観審議会について

ては、このようにオンラインで開催することになりました。とはいえ、次回はまた皆様と対面でお会いしたいと思うのですが、これからはコロナ禍の収束後もこういったオンラインを使いこなしながら、地方行政が動いていくことが予想されますので、そういった意味でも今回は1つのチャレンジだと思っております。忌憚ないご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

また、コロナ禍が収束した後、地方都市の可能性、魅力をどう作っていくかということが求められますので、本日は、魅力向上のための景観計画の本質的な内容等も議題にありますので、皆様、何卒お願いしたいと思います。簡単ですが、私からのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。
施行規則において、審議会の会議は会長が議長となるとありますので、これからの進行につきましては、柴田会長をお願いいたします。

柴田会長

はい承りました。
ちなみに、私の声は皆様届いていますでしょうか。
はい、ありがとうございます。
それでは、早速議事に入りたいと思います。
まず、議案第1号 景観計画の見直しについてのうち、(1) エリア・地区の見直しについての事務局よりお願いします。

【事務局から説明】

柴田会長

はい、ありがとうございました。
(1) エリア・地区の見直しについて説明がありましたが、これまでの審議会において議題に挙がっていたことについて、より現実に即した形に変更するということだと思います。一看すると公共交通軸地区の色彩基準が緩和されているように見えますが、より現実に即して守ることができるラインを設定しております。
沿道企業の方々に景観計画への理解を深めて欲しいという思いもあると思います。
これについて、何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。では、次に(2) 届出対象行為の見直しについて、事務局より説明をお願いします。

【事務局から説明】

柴田会長

はい、ありがとうございました。大きく2点ありまして、1つはこれまでの「電柱を除く」となっているのを「電柱等を除く」とする。NTT柱、携帯電話柱も城堀周辺地区以外の地区については含めようということです。城堀周辺地区については基本的には全ての行為について届出。もう1つについては、大規模建物の一部改修について、10m以下の部分も届出の対象とするということです。皆様ご意見はありますでしょうか。

田上先生お願いします。

田上先生	資料 13 ページの大規模建物の件ですけれども、10m以下の部分を改修となっていますが、この「改修」が意味するものは、建築基準法によるものなのか、それとも一般的に言う改修なのでしょうか。
事務局	改修というといろんな意味があると思いますが、景観計画の考え方からしますと、外観が変わるような改修について届出を出していただくということを考えております。
田上先生	色の変更や看板の変更などそういったイメージでしょうか。
事務局	おっしゃるとおり、色などが変わると、影響が大きいということで、そういった外観が変わるというところを、届出を出していただくということです。
田上先生	分かりました。
柴田会長	他に何かありますでしょうか。 田中先生お願いします。
田中委員	届出対象もそうなのですが、業務が大変になるのではないのでしょうか。現状として、実際にどれくらいの件数があって、この変更でどれくらい件数が増えるか、減るのか、そういった手応えはあるのでしょうか。
事務局	現状として、問題があったとかそういったことはありませんが、現状として対象から外れているということが問題だと感じ、今回変更したいということです。申し訳ありませんが、件数等の把握はしておりません。
田中委員	今後のこともあるので、皆さんの仕事が楽になるようにして欲しいです。楽になるというのは集中できるというか、大事なところを一生懸命やるということです。あまりに件数が多くなると忙殺されると思うので、皆さんの業務改善にも繋がると思うので、実数を気にしていただくといいと思います。
柴田会長	私から、先ほどの田中先生に付随してお尋ねしたいのですが、NTT 柱と携帯電話柱を今回対象外に含むということで、これまで問題等が無かったのか。他市では、携帯電話の基地局について届出されるということがよくありますので、城堀周辺は全て対象ということでもいいと思うのですが、非常に大きい柱が知らずに建てられるということがあるかもしれませんので、これまで柳川で届出の件数も分かればお聞きしたいのですが。
事務局	件数としては、感覚的な回答になりますが、年間 4、5 件出てきているんじゃないか思います。また携帯電話柱について、一般的な電柱のような、コンクリートでできた柱の上に機械がついているようなものについては対象外にし

てもいいのではないかと考えております。ただし、足が 4 本あるような大きな基地局については引き続き対象とするということで、届出が出てくると考えております。

柴田会長 それはどこかに記載しますか。届出を出す側としては、分からないと思いますが。すぐに回答をしていただく必要は無いと思いますがご検討いただければと思います。

事務局 そういった勘違いをされないように、表記について検討いたします。

柴田会長 はい、よろしく申し上げます。
続きまして、(3) の景観形成基準に見直しについて、事務局より説明をお願いします。

【事務局から説明】

柴田会長 ただいまの説明に対して、ご意見ご質問等ありますでしょうか。
吉原委員お願いします。

吉原委員 木竹の伐採の件ですが、掘割沿いの年数の長い木を残さないといけないのは十分に分かるのですが、仕事柄、不動産業の観点から、残したい木について、剪定をして市に寄付するということはできないのでしょうか。土地ぐるみで、ある程度管理できるようにして。予算の関係もあると思いますが、5 年とか 10 年とか手がかからないような状態にして渡すということが可能かどうか、お聞きしたいのですが。

柴田会長 質問の意図をもう 1 度お聞きしてよろしいでしょうか。

吉原委員 城堀の木について、届出をして結局伐採するということになるのですが、土地ぐるみで管理できるようある程度剪定をした上で市に寄付するというのは可能かどうか、ということです。
普通の一般の方が樹木を管理することはできないため、そのような公園のような形にするということです。

柴田会長 それは、木は切らずに、ということでしょうか。

吉原委員 伐採するのではなく、剪定し、ある程度形を作って市に寄付することです。

柴田会長 基本的には、最近立派な木が切られていることへの警鐘でこの基準が追加されていると思うのですが。

吉原委員 そうやって届出をされても結局切っていいですよ、となるのがもったいないので、一部だけでも残したいということです。

事務局	<p>吉原委員からは、これまでの対応方法を記載しているだけである、ということでご提案をいただいていると思います。しかし、寄付ということになると他に整理が必要な問題もあると思います。</p> <p>この樹木の問題については、この審議会でも課題として挙がっているため、現在来年度に向けて掘割沿いの樹木、特に大きな樹木の所有者へのヒアリングに入ろうとしているところです。そういった取り組みの中で検討を進めたいと思っております。</p>
吉原委員	ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
柴田会長	田上先生お願いします。
田上委員	確認だけなのですが、18 ページのアクセントカラーの許容について、図では1層になっていますが、低層は1階とか2階とか何階なのかお聞きしたいのですが。
事務局	現在の運用では1階、2階に抑えてください、という話をしており、今回景観計画で運用するにあたって、同様にしたいと考えております。
田上委員	1階だと通常3、4mなのですが、2階となると結構高くなるのですが、5%で2階以下ということで、よろしいでしょうか。
事務局	はい、そのように考えております。
柴田会長	逆に田上先生として、建築としては、問題ないでしょうか。
田上委員	柴田先生、田中先生に聞いたほうがいいと思いますが、アイレベルといっても横を歩くのと、離れているのではかなり違いますが、5%という厳しい条件ならいいのではないかという気もします。
柴田会長	これまでも内規で認めざるを得なかったものをしっかりと明記してそれを守ってもらうという施策方針だと思います。
田上委員	建築の規模によらず、ということですね。
柴田会長	<p>そうですね。</p> <p>内規ではできる限り彩度を抑えることとなっておりますので、その部分と併せて、という形になるかと思えます。</p> <p>吉原委員お願いします。</p>
吉原委員	現状として、2層で5%という件数を把握していますか。

事務局	<p>実際のところ、件数は把握しておりません。届出をされる段階で、2層以下で5%というお話をさせていただいているだけで、現状何件あるかまでは把握しておりません。</p>
吉原委員	<p>はい、わかりました。</p>
柴田会長	<p>それでは続いて夜間景観について事務局より説明をお願いします。</p>
	<p>【事務局から説明】</p>
柴田会長	<p>ただいまの説明に対して、ご意見ご質問はありませんでしょうか。柳川の魅力を夜景によって伸ばす取組だと思えます。また LPA という非常に実績のある会社と連携し、実験をしながらの成果だと思えます。</p> <p>佐々木委員をお願いします。</p>
佐々木委員	<p>28 ページの演色性の高いものを用いるということですが、資料の右側には良い例と悪い例がありますが、色温度については、低いものを用いるということで話もある中で、この悪い例のオレンジ色については、私は決して悪くないと思っていて、これを悪いというのはどうかと思ったのですが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>実際に照明探偵団でも沖端の照明は、茶色（オレンジ）系の色になっており、雰囲気自体は悪くないという意見がありつつも、柳の色が全て照明の色になってしまい、賛否両論ありましたが、良くないという意見もありましたので、色温度の低いものを用いるということと、演色性を高いものを用いるということは、バランスを取る必要があると考えております。</p>
佐々木委員	<p>ケースバイケースといたしますか、緑の色が見えた方がいい場合と、温かみがある色を用いた方がいいのか、メリハリを付けていただきたいと思います。また夜間景観ということですが、現地実験時は夕暮れのころだと思えますが、この背景の空が障害物が無く、高さ制限があるのはいいなと思えます。特に、夕方の西から暖かい夕日と青い部分があいまって非常にきれいなので、夕暮れの景観も夜間景観の序章という形でクローズアップして欲しいと思えます。</p>
柴田会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>先ほどの演色性については、色温度が低いとオレンジになってしまい、何を照らしてもオレンジになってしまいます。そこで沖端は色温度を 2700 ケルビンくらいまで上げて、柳の緑がさわやかに景観に移りこむということで演色性も大事だよねという話になっています。メリハリも当然だと思いますので、</p>

照明はその場所その場所で考える必要があると再認識いたしました。ありがとうございます。

それでは、議案第 2 号 柳川市景観アドバイザー会議について、事務局より説明をお願いします。

【事務局から説明】

柴田会長 これまで、1 人のアドバイザーに相談していたところを、今回定式化して定期的に景観の協議を行っていかうというものです。
私から 1 点質問なのですが、どの部分が内規による運用なのか、どの部分が景観計画の変更なのか教えてください。

事務局 内規については、アドバイザー会議に掛ける基準の部分です。今回の段階では、計画に明記せずに運用し、形ができてきたところで計画への反映ができればと考えております。

柴田会長 4 ページのプロセス表は、全国どの自治体も掲載していると思いますが、ここに景観アドバイザーを位置づけているのは、大変先進的だと思います。

続いて 7 「屋外広告物条例について」、事務局より説明をお願いします。

【事務局から説明】

柴田会長 ただいまの説明に対して、ご意見ご質問は無いでしょうか。
ないようでしたら私から 1 点質問させていただきます。
6 ページの中央に駐車場の看板があるかと思いますが、これについて、屋外広告物の夜間景観への影響の懸念があります。色味も抑えられており、昼間は問題ないと思うのですが、夜になりますと看板が光って色温度が高い光を発してしまい、先ほどの夜間景観でも話がありました色温度の低い照明を用いるということと齟齬があると思います。街灯などが、色温度が低くても、そのすぐ横の看板などが煌々と白い明かりを放つというのがすでに沖端でもあります。街路灯の色温度を抑えていくと段々とういったものが目立ってきます。今後の屋外広告物の規制の中で夜間についても方針を出していく必要があるのでは、と思いました。

事務局 実際来年度以降の検討の中で、照明も含んだところで検討していきたいと思っておりますので、ぜひ皆様よろしく申し上げます。

それでは、8 の「その他」について事務局より説明をお願いします。

【事務局から説明】

柴田会長	<p>はい、ありがとうございました。 ただいまの説明に対して何かありますでしょうか。 今回の景観計画の見直しの中で、厳しくなった部分と少し緩和した部分とありますが、9月の運用開始を気に市民にしっかりと理解を促して、認識を高めてもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。 では、以上となりますので、事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>はい、柴田会長ありがとうございました。 委員の皆様におかれましては、長時間にわたり進めていただきまして、ありがとうございました。 最後になりますが、参考として配布おります「名勝水郷柳河 掘割沿いの柳並木づくり計画」につきましては、ぜひご一読いただきご不明な点をご連絡ください。この柳並木に関する取組については、平成28年の市内小学生へのアンケートからスタートしており、残したい樹木の1位が柳ということで、柳の勉強会を開催したり、という流れの中で、モデル的に柳並木を作ろうということで計画を策定しました。この計画に沿ってモデル的な場所の柳並木づくりを進めたいと思っております。今後も詳しいご報告ができればと思います。 また今回コロナ禍ということもあり、このようリモートという形で開催いたしました。事務局も初めてのことで不慣れな点もあったと思いますが、皆様のご協力により無事開催することができました。ありがとうございました。 それでは、以上を持ちまして、第10回柳川市景観審議会を終わらせていただきます。本日は誠にありがとうございました。</p>